

出席議員 (18名)

1番	森 裕 樹 君	2番	加 藤 滋 君
3番	安 藤 義 憲 君	4番	平 間 幸 弘 君
5番	桜 場 政 行 君	6番	吉 田 和 夫 君
7番	秋 本 好 則 君	8番	斎 藤 義 勝 君
9番	平 間 奈 緒 美 君	10番	佐々木 裕 子 君
11番	安 部 俊 三 君	12番	森 淑 子 君
13番	広 沢 真 君	14番	有 賀 光 子 君
15番	舟 山 彰 君	16番	白 内 恵 美 子 君
17番	水 戸 義 裕 君	18番	高 橋 たい子 君

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純子
主 査	佐 山 亨

---

議 事 日 程 (第6号)

令和2年3月17日(火曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第63号 令和2年度柴田町一般会計予算
- 第 3 議案第64号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第65号 令和2年度柴田町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第66号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第67号 令和2年度柴田町土地取得特別会計予算
- 第 7 議案第68号 令和2年度柴田町水道事業会計予算
- 第 8 議案第69号 令和2年度柴田町下水道事業会計予算

- 第 9 報告第 20 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 10 報告第 21 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 11 議案第 89 号 元都災第 15003 号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約について
- 第 12 議案第 90 号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5 号調整池整備工事請負契約について
- 第 13 議案第 91 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 14 議発第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 陳情第 9 号 学校給食の公費負担（無償化や一部負担）と給食の改善を求める要請書（陳情）
- 陳情第 10 号 2021 年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、10番佐々木裕子さん、11番安部俊三君を指名いたします。

---

日程第2 議案第63号 令和2年度柴田町一般会計予算

日程第3 議案第64号 令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算

日程第4 議案第65号 令和2年度柴田町介護保険特別会計予算

日程第5 議案第66号 令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第67号 令和2年度柴田町土地取得特別会計予算

日程第7 議案第68号 令和2年度柴田町水道事業会計予算

日程第8 議案第69号 令和2年度柴田町下水道事業会計予算

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算、日程第3、議案第64号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第65号令和2年度柴田町介護保険特別会計予算、日程第5、議案第66号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、議案第67号令和2年度柴田町土地取得特別会計予算、日程第7、議案第68号令和2年度柴田町水道事業会計予算、日程第8、議案第69号令和2年度柴田町下水道事業会計予算、以上7件を一括議題といたします。

議案第63号から議案第69号までは予算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、平間奈緒美委員長から審査結果の報告を求めます。委員長平間奈緒美さんの登壇を許します。

〔予算審査特別委員会委員長 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（平間奈緒美君） おはようございます。

予算審査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る3月6日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託されました議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算、議案第64号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算、議案第65号令和2年度柴田町介護保険特別会計予算、議案第66号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第67号令和2年度柴田町土地取得特別会計予算、議案第68号令和2年度柴田町水道事業会計予算、議案第69号令和2年度柴田町下水道事業会計予算の7件につきましては、3月6日、特別委員会を招集し、11日から16日まで関係担当者の説明を聴取するとともに、委員間の討議により慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第63号から議案第69号までの令和2年度柴田町各種会計予算7件は、いずれもこれを原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算の執行に当たっては、特に次の6項目について留意するよう要望事項を取りまとめましたので、あわせて報告いたします。

1、庁舎・保健センター耐震補強等工事について。

庁舎・保健センター耐震補強工事等については、工事の内容、財源の確保など11億円の予算に至るまで進捗状況の報告がなかった。今後はタイトなスケジュールであっても、議会に進捗状況を報告されたい。

2、移住定住施策について。

町では、移住定住施策を重要と捉えていないのではないかと。総務常任委員会の行政視察や所管事務調査の報告のほか一般質問でも取り上げているが、町は国と県のセンターの活用にとどまっている。町独自の施策を構築し、例えば、専従者の配置や空き家バンクの設置、不動産業者との連携などを進めるよう要望する。

3、第一幼稚園について。

第一幼稚園の令和2年度の入所見込みは、定員より27名少ない33名となった。町の個別計画においては、今後の児童数の見込み等を勘案し、児童福祉施設への転用に向けて検討を行うとしている。文教厚生常任委員会では、2年続けて今後のあり方を検討する旨提言しており、第一幼稚園の取り扱い方針を早急に示し、ほかの児童福祉施設へ転用する場合には、通っている子どもや今後通う予定だった子どもたちのためにも、早目の周知を行うことを要望する。

4、PPP／PFIの活用について。

令和2年度は（仮称）総合体育館建設予定地造成事業が実施されるが、総合体育館、学校給食センター、図書館など今後新設が予定されている公共施設の複合化も含め、令和2年度中にPFI等の官民連携事業の可能性について検討し、議会にも手法ごとのメリット・デメリットやコストの試算などを示されたい。

5、公共事業について。

公共事業に関して、議会が必要と判断したものについては、基本構想の段階にあっても資料の提供や検討過程について明らかにされたい。

6、船岡城址公園関連事業について

船岡城址公園関連事業の予算については、科目ごとに記載されており非常にわかりづらいため、一括で示されたい。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告いたします。予算審査特別委員会委員長、平間奈緒美。

○議長（高橋たい子君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。17番水戸義裕君。

〔17番 水戸義裕君 登壇〕

○17番（水戸義裕君） 17番水戸義裕です。

ただいま議題となりました議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

令和2年度の一般会計予算総額は、10月の台風による復旧事業対策、庁舎・保健センター耐震補強工事等を予算化し、131億8,000万円と前年比12.4%の増額となり、過去3年間で最大の予算となっています。

ことしも、観光整備に7,000万円以上の予算が投入されています。観光地の磨き上げとする花見の観光整備費は久しぶりに2,400万円の減となっていますが、そのうち委託料が5,600万円と相変わらず大きい委託料となっています。にぎわい創出、交流人口の増加の観光整備のためとはいえ、委託料が多いのではないのでしょうか。

城址公園中心に毎年磨き上げられていますが、残念なことは、ほとんどの来遊客は観光バスや通過客であり、町内への回遊はまだまだ望むべくもなく、これはという町特産品もなく、た

だ指をくわえているだけとまでは言わないが、観光資源としての体をなしていないのではないのでしょうか。かけた事業費についての収益額がはっきりとしないのではなく、土産品のニーズをしっかりとマーケティングし、花見観光による収益効果を具体的にすること、費用対効果の検証が必要であります。そこは、本町の観光政策の問題点でもあります。

不幸にも、令和2年度はコロナウイルスにより桜まつりは中止になりました。これを機会に検証をし、観光政策をさらに確かなものにするべきだと考えます。広域観光の推進も結構ですが、まずは地元優先に考えていただきたい。見るだけで観光客は満足するのでしょうかということで、さまざまな手は打たれていますが、ことしの予算案には特産品関係の予算が計上されていません。これはやめたということではなく、必要であれば補正でも特産品の開発はするということの答弁でありました。この特産品開発の予算が計上されないことは納得がいかないところであります。

桜による観光政策も、町民の安心安全が先にあつての政策です。本町の水害対策は、去年の台風19号により、これまで浸水被害のない地区まで浸水被害を起こしました。治山治水は、昔から言われているように国づくりの基本ということです。水害対策にかかわる予算である土木費、農林水産業費がいずれも減額となっています。町国土強靱化地域計画を策定し、雨水対策も実施するとあるが、地域防災計画にある地滑り、急傾斜地崩壊、土砂崩れ、土石流危険地区などの調査対策は果たして可能なのか。冠水地域の増加が予想される今後の対策としては、むしろふやすべきではなかったのでしょうか。

次に、猛威を振るう風水害、国連の事務総長が気候危機と表明しているように、一刻も早い対応が迫られる状況に人類は直面していると言われます。昨年12月のCOP25で、日本政府は温暖化対策に対する前向きとは言えない国に対してNGOが送る化石賞を二度も受賞するという不名誉な事態となりました。これは、石炭火力発電からの脱却の方向性を示さず、22基もの新規計画を持っているからと言われています。観光政策で外国人観光誘致もいいが、去年の台風被害対策として排水ポンプ車の導入などとさまざまな方策はとられていますが、対症療法だけでは本町の被害、水害は防ぎ切れるものではありません。

令和2年度予算には、エネルギー対策、温暖化防止などの予算が少しも計上されていません。これから先の町を継続させるためにも、気候変動の対策にも予算を少しでも割いていくことが必要ではないか。温暖化防止は、小さくても少しずつの積み重ねしかありません。そんな予算の計上も必要政策ではないでしょうか。

次に、歩道といえば、各小学校地区の通学路も早い整備が求められるものです。委員会でも

通学路を歩いてみたが、ひどいところがありました。子どもの通学、高齢者対策など、歩道整備こそ予算を増額してでも先行して着工するべきではないでしょうか。

冒頭の委員長報告でもありましたが、一言だけ言わせていただきます。庁舎・保健センター耐震工事11億円の予算には補助金獲得のために本年度内申請が必要としていますが、体育館建設予定地に、総括質疑でもただしたように、複合施設建設のためにPFIの研究に本気で取り組んでいただきたい。耐震策を実施すれば、20年経過しなければ庁舎建設は日の目を見ることができなくなるのではないかと考えるものです。体育館ができ上がったその20年後に庁舎を建てかえると仮定したときに、仮設庁舎をどこに置くのか。給食センターを建てかえるにも、現センターを稼働しながら建設予定地を探さなければならない。センター建設条件のはまる土地はあるのか等々課題が出てくるものと考えます。そういった意味から、本年度中にPFIの研究をして、さらに複合施設の建設を目指して研究をしていただきたいということを申し上げます。

あのときになって反対しておけばよかったということでは、10年後、20年後には通じないのです。どうか皆さん、その辺をよく考慮していただいて、ことしの予算案に対して反対を考えていただきたい。予算成立にける行政当局の並々ならぬ思いは十分理解いたしますが、日々生活に大変な時代背景か、今まで述べてきましたように、令和2年度予算案は疑問点、問題点をはらんでいると考えます。今予算はその点が欠落した部分が多いことを指摘し、今予算案への私の反対討論といたします。議員各位におかれましては、反対討論にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上で討論を終わります。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番加藤滋君。

〔2番 加藤 滋君 登壇〕

○2番（加藤 滋君） 2番加藤滋です。

議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算案について、賛成の立場から討論を行います。

令和2年度一般会計の予算総額は131億8,000万円となり、前年比14億5,011万円増で12.4%の大幅な伸び率となっています。歳入については、自主財源の根幹をなす地方税が42億4,046万7,000円と前年度より微増になりましたが、地方消費税交付金は昨年10月より消費税が10%になったことで、前年比1億1,686万円増の8億3,686万円となり、地方交付税でも前年度より6,250万円増の25億2,500万円となりました。

令和2年度歳入の中で、町債は緊急防災・減災事業債や地方道路等整備事業債などを合わせ、前年度比9億5,130万円増となる18億3,460万円となります。また、町債等管理基金や財政調整

基金等から前年度比2億7,994万7,000円増となる6億6,333万4,000円を繰り入れたことから、一般財源の確保について苦慮されたものと思われま

す。歳出については、昨年の台風19号により甚大な被害を受けた公共施設などに係る復旧事業、会計年度任用職員制度の施行に伴う人件費の増額や、緊急防災・減災事業債を主な財源とする老朽化が著しい庁舎及び保健センターの耐震補強等工事は、このタイミングを逃せば当面改修は難しいとされております。

さらに、排水ポンプ車購入などの雨水対策事業、防災行政無線のデジタル化、学校給食センター調理室床改修工事や（仮称）総合体育館建設予定地造成事業等とともに、今年度もほ場整備事業、ふるさと柴田応援推進事業、道路維持新設改良事業、小中学校の学力調査・学習活動調査委託料などが盛り込まれております。

また、幼児教育・保育の無償化による保育所等への施設等利用給付費や2020東京オリ・パラ応援サポート人材育成事業などの地方創生事業や観光整備事業などもあります。町民が安心して暮らせる支援体制の充実としての防災力及び災害への対応力の向上、教育環境の改善などに幅広く予算化してあるものと判断しております。

しかし、このような厳しい財政状況にあっても、町長は施政方針で5つの政策を掲げ、「誰もが安全・安心に住み続けられるまちづくり」、「新たなにぎわい交流拠点の整備」、「インバウンドを見据えた広域観光の推進」、「子どもたちの未来を拓くまちづくり」、そして「都市と農村の共生社会の実現」などを通じて、これまで以上に、住民、企業、NPO、行政などの連携を強化し、地域内での資金の循環や再投資を活発にしながら、持続的な好循環の流れをつくり、明るい柴田町の未来を切り開いていくと述べられています。

私は、このような地域課題に対して、果敢に挑戦する政治姿勢に共感するとともに、町の未来を切り開く最前線である職員の皆様が、地域づくりのプロフェッショナルとして活躍することは町の将来のためには大変意義のあるものと考えております。町民からはさまざまな要望、提案があると思います。しかしながら、自治体にとって財源は限られていますので、全てに応えることは難しいと思います。

今回も大変厳しい予算編成となったようですが、全体的に見ましてもさまざまな行政需要に応えた非常にバランスのよい予算編成であると思っております。当初予算で措置された各事業について、最小の経費で最大の効果を出していただけるようお願いし、柴田町一般会計予算の賛成討論といたしますので、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案反対の方の発言を許します。15番舟山彰君。

〔15番 舟山 彰君 登壇〕

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。

議案第63号、一般会計予算原案に反対の立場から討論します。

私は一般質問でも、あの想定外の被害のあった台風19号を受けてさらなる防災対策はいかにと問いました。2月の住民懇談会での意見やそれに対する回答、事前に示された令和2年度水害対策などについてなどなど、そして予算審査特別委員会では防災対策についての質疑も行われました。

さて、あの台風で大きな被害を受けた町民、住民たちから、この予算案を見て、ほかの予算を回してでももっと防災対策を強化してくれという声が聞こえてくると私は思う。観光客のためではなく、この町に住んでいる我々の安全のため、例えば側溝の整備や被害の大きかった地区に早く排水ポンプの整備を、ことしも想定外のコロナ騒動が起きている、また大きな台風や豪雨に見舞われないとも限らないなどなど。

そして、私もまたこの予算案を見て、そして今後の防災方針などを聞いていても、被災者の不安を解消するにはまだまだスピード感が足りないと感じています。そういう意味でも、私はこの一般会計予算案にもっと防災対策予算を計上してほしいとの気持ちから、この予算案に反対いたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番平間幸弘君。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。

ただいま議題となりました議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

令和2年度一般会計予算は、去年の台風19号による災害への対応に重点を置いたことにより、昨年よりも財源が厳しい状況となりましたが、財政調整基金や町債等管理基金からの繰り入れ、また、国や県の補助制度や緊急防災・減災事業債等を積極的に活用することで、災害に強いまちづくりに取り組む内容となっています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から9年が過ぎました。その後、平成28年4月に発生した熊本地震では、5つの市や町で庁舎が被災したことにより、災害対応におくれが生じるとともに業務機能も一時的に停止しています。このように、最近は大地震や去年の台風19号のような豪雨など自然災害も多く発生しており、災害への備えは喫緊の課題であると考えます。

自然災害はいつ発生するかわからないことから、国の財政的支援を受けられる町債を活用できるときに実施すべきであり、この時期を逃すことなく早急に庁舎の耐震化を行うべきと考えます。

令和2年度の一般会計予算では、このような自然災害への備えとして河川のしゅんせつや排水ポンプ車の購入など雨水対策に係る経費、また、災害時には対策本部が設置される重要な施設である庁舎や保健センターの耐震補強などの工事に係る費用が予算計上されています。財源としては町債を主としていますが、あらゆる財政支援を活用し、本町の課題に対応したものとなっています。

住民が安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指す令和2年度柴田町一般会計予算について原案のとおり賛成いたしますので、同僚議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案反対の方の発言を許します。7番秋本好則君。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本です。

私は、議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算が大変な思いをしてつくられた予算と認識しておりますが、もう一度考えていただきたいという点で、次の3つの点で反対の立場で討論いたします。

1点目は、大型の建設予算です。

庁舎・保健センター耐震補強工事には11億1,400万円の予算が計上されています。この内容が私たち議員に知らされたのは2月25日、今国会が始まる1週間前でした。昨年10月に議員全員協議会で公共施設個別施設計画の説明がありましたが、その時点では庁舎の耐震補強工事は5億円（調査中）と書かれておりました。今回の予算案では11億円に倍増しましたが、なぜこのような事態になるのでしょうか。予算審査特別委員会では、検討過程の説明とその資料の提出を求めましたが、いまだに納得のいく説明がなされておられません。

私なりにほかの事例を調べてみますと、耐震工事の目安としては、RCの建物では平米当たり1万5,000円から5万円になること、使用中の建物では業務を中断しないよう使用したままで施工ができるアウトフレーム工法やバットレス工法が採用されていることが多いということがわかりました。庁舎・保健センターは延べ床面積4,800平米ですので、7,200万円から2億4,000円が妥当な数字になると思います。この金額でできる建築工事に5億1,500万円をかける理由がわかりせん。また、なぜ工事を中断しなければならない内部フレーム工法を採用するのでしょうか。20年後には老朽化により建てかえなければならない建物です。最小限の工事によ

いのではないのでしょうか。このような計画は、建築士としての自分を納得させることができません。

給排水管が使用に耐えないということでしたが、給排水管とか電力線は外壁をはわせれば、施工上もメンテナンス上も安く仕上げることができます。また、トイレや洗面所などのウオーターセクションをまとめて、東側の通用口上部に鉄骨でエクspansionをとって増築すれば、経済的にも安く施工できます。

また、船岡城址公園の頂上の展望デッキに3,000万円かけることも理解できません。危険防止であればほかにも手段はあるはずです。芝張りや手前に手すりを別につくってもよいはずで、史跡である船岡城址公園は柴田町民全体の宝です。そろそろ景観を損なう工事をやめて、これまでの工事の効果を確かめてみませんか。自然景観を楽しむところは人工の工作物ではなく、景観保護につながる工法をとるべきだと思います。

2点目は、水害対策です。

昨年度、台風19号で柴田町はかつてないほどの被害がありました。床上・床下浸水合わせて1,200棟近い被害を受け、いまだに床の工事が終わらない町民もいらっしゃいます。今は観光ではなく、水害対策に特化した予算にすべきではないのでしょうか。

私は住民説明会での被害を受けられた方々の悲痛な言葉が忘れられません。確かに排水ポンプ車1台の購入が予算書にはあります。1台です。西住地区を優先して排出するという返答でしたが、ほかの浸水区域はどう対処するのでしょうか。町独自でできる対策もあるはずで、ここに重点を置いた予算にしなければ、町民の納得は得られないと思います。水害対策予算に重点を組み替えるべきだと思います。

3点目は、公共施設等総合管理計画への対応です。

平成29年3月につくられた計画では、公共施設の維持管理にこれまでのやり方では10億6,000万円の不足が生じると計算されました。このため、公共施設個別計画が昨年10月につくられ、122施設207棟を対象にしてこれからの維持管理計画を策定しました。長寿命化や耐震年数を延ばし一定のコストダウンを図りましたが、それでも毎年4億円の準備が必要と算出されています。

今回の予算書ではどのように扱われているのでしょうか。どこにも記載がありません。これでは、リスクの先送りをしているに過ぎません。確実に来ることがわかっているリスクです。将来の世代に先送りすることができるのでしょうか。きちっと準備し、私たちのツケを将来世代に送らないようにすることが私たちの責任ではないのでしょうか。私はそういうふうを考えており

ます。

以上の3点で、私は令和2年度の予算案に賛成できません。

昨年、あれだけの被害を受け、人的損害はなかったものの、いまだに原状回復ができていない方、支援を受けられずに生活に難儀を感じていらっしゃる方がいらっしゃいます。それらの人の前で、この予算書を説明できるでしょうか。私は説明ができません。令和2年度予算は、私たちが体験した未曾有の災害を二度と繰り返さないという決意を示す予算にすべきだと思います。

このような観点から、私は今回の予算案に反対を示したいと思います。同僚諸君の賢明な判断に期待いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番佐々木裕子さん。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。

議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算の原案に賛成の立場から討論いたします。

昨年10月12日から13日にかけて記録的な大雨をもたらした台風19号から5カ月が経過し、いまだに各地域では住宅修理をしている家々が見受けられ、被害の大きさをうかがい知ることができます。一方、道路やため池、水路などは国の災害査定が終わり、国費による事業費が確定し、一定の復旧のめどが立ったと安堵しています。早急に令和2年度の当初予算が成立し、水害対策関連工事が行われ、多くの住民の皆様が通常の生活が送れるよう願うところです。

さて、令和2年度予算は、将来の財政見通しが不透明な中、前年度と比較して12.4%増の131億8,000万円と積極的な予算となっております。歳入では、緊急防災・減災事業債など有利な起債を積極的に活用し、将来の財政運営を考慮した提案だと評価いたします。歳出では、大型排水ポンプ車の購入を初め、北船岡1丁目地区の排水ポンプ施設整備、防災行政無線のデジタル化など、大雨などの災害に備えた予算や老朽化が著しい庁舎及び保健センターの耐震補強工事に取り組むなど、防災をキーワードとした予算編成がなされています。

一方で、幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の施行による人件費の拡大など、国の政策や改革と連動した予算編成が迫られるなど、負担増の要素も多々あるようですが、住民に喜ばれる内容と思っています。

また、観光の新たな広域連携の取り組みとして、みやぎ蔵王ハーモニー花回廊推進協議会と連携したガーデンツーリズムの展開などを通じたシティプロモーションを進化させ、ふるさと納税の確保に全力を挙げるなど、将来の持続的な財政運営にも配慮した内容となっております。

いよいよ防災の拠点ともなる（仮称）総合体育館予定地へ盛り土工事の予算も提案されています。令和2年度の予算は、町民の安心・安全な暮らしができるまちづくりや将来の財政運営にも目配りをした要素が多く盛り込まれた予算編成だと評価するものです。

以上のことから、令和2年度一般会計予算について原案とおり賛成いたしますので、同僚議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案反対の方の発言を許します。16番白内恵美子さん。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算に対し、反対の立場から意見を述べます。

今回も大変苦勞の多い予算編成となったことは認めながらも、私は次の3点の理由により反対します。

1点目、庁舎・保健センターの耐震補強等工事については、町長から実施設計をしないと工事費がわからないため議会へ報告しなかった旨の説明がありましたが、正確な金額の前に、何のためにどのような内容の工事を行うかの説明がもっと早い段階で必要だったと考えます。議会は単なる行政の追認機関ではありません。討議する場です。議会開会の6日前に突然11億円の改修費が提示されても、判断のしようがありません。

その後、少しずつ資料が示されましたが、私が疑問に思っているのは、この工事を実施し20年の長寿命化を図ったとして、果たして住民が利用しやすい庁舎なのか、職員が働きやすい庁舎なのかということです。議会が提案している子育て支援のワンストップサービスや高齢者・障がい者に配慮したサービスが提供できるのか、あらゆる角度から討議しなければなりません。そのためには、一度立ちどまって考える時間が必要です。

それなのに、町長は、おくらせて給排水、空調が故障した場合、どのようにして直すのか、給排水、空調が直せない場合の代替案を議会に示すよう求めています。しかし、執行部が事業を提案する際には代替案も示すことになっているはずですが、町長は説明の中で、学校給食センターの老朽化による改修にも触れていますが、私は今でもぎりぎりになって改修するより、早い段階で新築すべきだったと思っています。改修費だけでなく調理機器のリース料がかさんでおり、費用対効果を考えれば全てが長寿命化を図るのがよいとは限らないと考えます。

庁舎・保健センター工事については、緊急防災・減災事業債の期限があることから、執行部は慌ただしく進め、議会への説明が予算審査ぎりぎりとなってしまいました。急ぐときこそ丁寧に説明すべきです。私は、今回のような説明が後手後手に回り、強引に議案を通そうとする

姿勢に対し、抗議を込めて反対します。

2点目、昨年の台風19号で被災された住民の皆さんのことを考えれば、船岡城址公園山頂の展望デッキは予算化すべきではないと考えます。被災された方からお話を伺ったときに、町長は花や観光より被災した住民の生活のことを考えてほしいという声を何度も何度も聞いています。まだ改修が終わらない方や、このまま住み続けてよいのかと悩んでいる方もいらっしゃいます。そういう気持ちに寄り添ったまちづくりが必要です。予算こそ、町の姿勢を示す最大のものです。甚大な水害のあった翌年である令和2年度予算は、水害対策を前面に押し出す予算編成とすべきです。

3点目、各小中学校から要望の高い特別支援教育支援員を増員したことは高く評価します。しかし、学校図書館司書は現状の8名のままで全校配置となっていません。柴田町の学校図書館司書の配置は平成23年度から始まっています。平成26年5月の文教厚生常任委員会では、平成26年度に3名、平成27年度に5名、平成28年度に7名配置し、平成29年度に9名、全校配置するとの説明がありました。しかし、財政が厳しいため計画どおり配置することができずに、平成27年度の説明では、平成30年度に7名配置の実現に向け全力を挙げていくとのことでした。そして、平成29年度に6名、平成30年度に7名、平成31年度に8名となりました。第6次柴田町総合計画実施計画書には、令和2年度に9名、全校配置となっています。

国の学校図書館5カ年計画では、平成29年度からの5年間、毎年学校司書の人件費として約220億円の交付税措置を行うと明記されています。1.5校に1名程度配置できる金額であり、全額ではありませんが、柴田町の小中学校9校に置きかえれば6校分の交付税措置であり、町の持ち出しは3校分となります。現在、学校図書館の果たす役割は学習支援センターではありません。中学生の不登校が多い柴田町においては、教室に入れず生徒の学びの場、居場所、憩いの場にもなります。そのためには、毎日司書がいて常に学校図書館が開いていることが必要であることから、中学生への全校配置を計画どおりに行うべきです。施政方針においても、児童生徒の学力向上を掲げており、今後さらに学校図書館の活用が期待されるところです。

以上の理由から、令和2年度柴田町一般会計予算に反対します。同僚議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番森淑子さん。

〔12番 森 淑子君 登壇〕

○12番（森 淑子君） 12番森淑子です。

議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算について原案賛成の立場から討論いたします。

今回の当初予算は、昨年の台風19号による甚大な被害からの復旧工事や会計年度任用職員制度の施行に伴い、人件費が膨張する中での苦しい予算編成だったにもかかわらず、老朽化が著しい庁舎及び保健センターの耐震補強工事、雨水対策事業として北船岡地区雨水対策工事や大型の排水ポンプ車の購入、防災行政無線のデジタル化などを盛り込んでいます。

町の防災機能の中核である庁舎・保健センターの耐震補強等工事については、本来自主財源のみで取り組まなければならないところを、令和2年度中に着手すれば町の財政措置を受けられる緊急防災・減災事業債を活用するなど、厳しい財政状況にありながら工期を逃すことなく直面する問題に立ち向かう町の姿勢は評価することができますと思います。庁舎には毎日多くの住民の方々が訪れており、耐震化は喫緊の課題でございます。

そのほか、民生費が41億円で全体の31.2%を占めており、教育費15億円、11.4%など、児童生徒の学習環境の改善、子育て家庭の不安を解消するための子育てアプリ導入など、きめ細かい住民サービスを目指した内容であると感じています。

私ごとになりますが、私が育った小学校、卒業した小学校は図書室に鍵がかかっておりました。ところが、中学校は図書の司書の先生がいたんですね。中学校に入って私は毎日学校図書館に行くのがとても楽しみでした。せっせと本も読みました。本町でも少しずつ図書館司書がふえ、私も学校図書館の司書がふえてとてもうれしく感じておりました。次年度1名増員できないということでしたが、そのほか子育ての支援とか、支援員の増員とか、少ない厳しい予算の中でも執行部が苦渋の決断をした上での結果だと思っております。

今後も、財政負担を抑えながらも質の高い住民サービスを提供されることを期待して、一般会計予算の賛成討論といたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって討論を終結いたします。

**これより採決を行います。**

採決は会計ごとに行います。

**議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第63号令和2年度柴田町一般会計予算は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第64号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第64号令和2年度柴田町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第65号令和2年度柴田町介護保険特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第65号令和2年度柴田町介護保険特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第66号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第66号令和2年度柴田町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第67号令和2年度柴田町土地取得特別会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第67号令和2年度柴田町土地取得特別会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

**議案第68号令和2年度柴田町水道事業会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第68号令和2年度柴田町水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

**議案第69号令和2年度柴田町下水道事業会計予算について採決を行います。**

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。

お諮りいたします。議案第69号令和2年度柴田町下水道事業会計予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

10時40分、再開いたします。

午前10時28分 休 憩

---

午前10時40分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

---

**日程第9 報告第20号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）**

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第20号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第20号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成30年3月13日に、船迫生涯学習センターの駐車場において発生した

転倒事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書1ページをお開きください。

報告第20号専決処分の報告についてですが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、船迫生涯学習センター駐車場で発生した転倒事故における和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告になります。

3ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和2年2月20日になります。

専決処分の内容につきましてご説明いたします。

事故の発生状況についてですが、平成30年3月13日午後9時ごろ、相手方が船迫生涯学習センターの駐車場に駐車していた自家用車に荷物を積み込んでいたところ、ふたのかかかっていない側溝に足をとられ転倒し、打撲等の負傷をしたものです。現場となった駐車場所は、センター建屋の土どめコンクリート塀の下の部分であり、塀の上の箇所には照明はありましたが、明かりが届かなかったことから周囲が確認できなかったことと、また側溝にふたがかかかっていなかったことが原因で生じた事故と考えております。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、相手方と協議を重ねた結果、治療に要した費用を本件事故に関する一切の損害賠償額として3万520円を支払い、その余の請求を放棄することで和解が成立したものです。

なお、今回の事故を受けまして、当該側溝に落下防止のためのふたをかけております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

ここのお話し合いの中で、過失割合とかそういうところにとめたということは、多分明るうちにとめたと思うので、そういう側溝があるということは認識されたのではないかと思うん

ですが、話し合いの中でそういうことでその過失の割合というか、そういった話し合いはなされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 話し合いの中ではいろいろありましたが、やはり公共物の管理者責任ということで、治療に要した費用を全額3万250円支払うということで話し合いの結果まとまったものでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） この事故が起きたのは平成30年3月13日というと2年前ですよ。今の秋本議員の質問に関連してくるかと思いますが、どうしてこんなに和解に至るまで時間がかかったのか。場合によってはあれですか、けがによって後遺症などがあつたりしたとか、そういうものがもうないという時点でこういう和解に至ったのかをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 実際、令和元年の12月まで治療が続いたということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようでございますので、以上で報告第20号専決処分の報告についてを終結いたします。

---

#### 日程第10 報告第21号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

○議長（高橋たい子君） 日程第10、報告第21号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第21号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和2年1月7日に、柴田町大字四日市場地内において発生した破損事故について和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書5ページをお開きください。

報告第21号専決処分の報告についてでございますが、ただいま町長が報告理由で申し上げましたとおり、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告となります。

7ページをお開きください。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和2年2月25日になります。

専決処分の内容につきましてご説明いたします。

事故の発生状況についてですが、相手方から槻木事務所窓口へ提出されました届け書につきまして幾つか確認しなければならない箇所があったことや、丁寧な説明が必要となりましたことから、令和2年1月7日火曜日に槻木事務所の職員2名が相手方に事前連絡した上で、相手方の自宅のほうに訪問いたしました。その家屋内で、部屋の移動をする際に職員がドアをあけたところ、ドアの裏にいました相手方が前のほうに押し出されたんですね。そのはずみでパソコンデスクにぶつかってしまいました。その結果、パソコンデスクが破損してしまったものでございます。

記の1といたしまして、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、事故の過失割合を双方50%といたしまして、相手方のパソコンデスクの被害総額2万8,000円の50%相当額となります1万4,000円を損害賠償額として支払い、その余の異議申し立て、請求をしないで和解が成立したものでございます。

なお、この事故の関係職員には、再発防止に努めるよう指導し、口頭による厳重注意をしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第11 議案第89号 元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第89号元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第89号元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約についての提案理由を申し上げます。

葛岡山公園は、昨年10月に発生した台風19号の影響により、東側斜面において円弧滑りを伴った斜面変状が発生し、園路、擬木柵、花壇等が被災いたしました。災害復旧工事内容としては、円弧滑りによる斜面変状を抑止するための抑止ぐい工、横ボーリング工、重力式擁壁工を行い、被災した園路、擬木柵、花壇等の復旧工事を行うものです。

既決予算に基づき、2月12日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札の公告を行い、2月28日入札執行いたしました。入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社竹有土木、株式会社松浦組、株式会社四保工務店の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と5,885万円で工事請負仮契約を3月3日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約につきまして説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして5,885万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社松浦組です。

次に、入札の結果につきまして説明いたしますので、別冊の議案第89号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、町内業者4者から入札参加申請がありました。参加申請のあった4者について、2月26日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は2月28日、予定価格につきましては消費税抜きで5,549万7,000円、最低制限価格は消費税抜きで4,891万4,000円です。

3月3日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札参加申請者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB、満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社、2番の株式会社竹有土木、3番の株式会社松浦組については10点、4番の株式会社四保工務店については8点となりました。

次に、価格に関する評価では、1番の丸敏建設株式会社を除く3者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。最低入札価格5,350万円で応札しました3番の株式会社松浦組に価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者には3番の株式会社松浦組の入札価格に応じた価格評価点を計算し、2番の株式会社竹有土木が87.55点、4番の株式会社四保工務店が89.17点となりました。総合評価の結果は、合計で2番の株式会社竹有土木が97.55点、3番の株式会社松浦組が100点、4番の株式会社四保工務店が97.17点となり、総合評点の最も高い3番の株式会社松浦組が落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、詳細説明をいたします。

議案第89号関係資料、A3判のものをお開きください。

最初、左上に被災場所であります葛岡山公園の位置図、それから左下に平面図です。右側に工事概要、そして右下には標準横断図、園路復旧と重力式擁壁の標準図を記載しています。

この災害は、町長が提案理由で申し上げたとおり、昨年10月の台風19号により、葛岡山公園東側斜面が円弧滑りを伴った斜面変状が発生しまして、園路、擬木柵、花壇、のり面が被災を受けました。円弧滑り対策と行うとともに、園路、花壇、のり面などの公園施設の復旧を行うというものでございます。

最初に、災害発生この要因についてですが、葛岡山公園の被災箇所の地層ですが、表面から約1.5メートルが盛り土された土でございます。盛り土層の下側は風化が進みましたシルト岩、いわゆる泥の粒子が固まって岩となった地層となっています。

被災原因は、1つに、大雨によりり面に水がしみ込み、り面全体の重みが増したこと、2つに、地下水の高さが通常水位より1.8メートルほど上昇しまして、結果として風化したシルト岩の粒子の間に水が入り込み、本来固まっていた土が緩んだ状態になったということが考えられます。結果として、均衡を保っていた土が耐えられなくなって円弧滑りを誘発し、園路や花壇などの沈下とともに斜面変状が起きたというものでございます。

ちなみに、滑り面についてですが、標準横断図に円弧滑り面を記載しています。今回の被災は、理論上、直線的に一気に滑り落ちるのではなくて、円を描くように起こることから円弧滑りという名称になります。

次に、災害復旧工事についてです。

左側の平面図をごらんいただきたいと思います。災害復旧の範囲と復旧に伴う主な工事を赤色で表記しています。上から園路復旧、それからのり面中腹には抑止ぐい、そして下側のり尻に重力式擁壁、さらに重力式擁壁から矢印が上の方向に向かっているのが水抜きとなります横ボーリング工です。

次に、標準横断図をごらんください。平面図と同じ赤色の表示が主な復旧の工事となります。今回、最初に工事を行いますのは、抑止ぐいでございます。園路部から中腹までの加重が下側に行かないよう、外径216ミリ、21.6センチのものです。長さ10.5メートルの鋼管を20本立て込みます。次に、中腹からのり尻までの荷重を受けるため、高さ2メートルの重力式擁壁をつ

くっていきます。さらに、地下水の上昇を抑えるため、横ボーリング工として口径50ミリ、長さ18メートルの塩ビ管を7本挿入します。これまでが地滑り対策ということになります。

そして、のり面を安定勾配に切り整えまして、人工張り芝によるのり面の保護を行い、その後園路や花壇、防護柵を復旧していくという段取りになってございます。

なお、右側の詳細な工事概要を記載していますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、昭和61年の8・5豪雨の際にも、今回の被災箇所と隣合わさった場所が同じような被災を受けています。その際も、まったく同じ工法でもって災害復旧をした経緯がございますので、今回採用させていただいたと。30年以上経過しても、現在も安定した状況が保たれているということでございます。

この工事、3月31日まで工期としておりますが、完成予定は9月末日を予定してございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

ちょっと確認したいことがあるんですが、横ボーリングで水抜き穴50ファイ来るんですが、これが重力の擁壁に来たときには、ここに50ファイの水抜き穴がつくということではないんですか。

それと、あとのり面なんですが、これちょっと私、横くいあんまり詳しくないんですけども、人工芝を張りつけるということではなくて、人工的に芝張りをするということがいいんですね。この2点だけお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、水抜きですが、重力式擁壁に一体とした形で、重力式擁壁からこう抜けるような形で考えてございます。

それから、張り芝でございますが、1回、現在不整形な状況になっているので、まず整えさせてもらって、人工芝ってあのロール状の芝がありまして、それを張りつけていくという段取りになっています。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 葛岡山の一般住宅のところなんか私見ていると、穴あけて、細いパイプ

を通して水抜きみたいになっているというんですかね。だから、この葛岡山というのはそういう雨なんか降ると水が地下のほうに伝わって行ってこう抜けてくるといふ、そういう場所なのかという私印象ありまして、それで今回のこの公園のところの説明を聞いて思ったのは、昔同じ工法をやったから今回も採用するということなんですけれども、今の秋本議員の質問に関連するんですが、水抜きというか、ふだんのこの雨が降った後、浸透したものをどうやって抜くかという、そういう発想というものがちゃんとあるのかどうかとちょっとお聞きしたいんですけれども。

それから、2点目は、よくこの契約の関係資料ということで契約期間というのが出ていて、今回もきょう議決されればあしたから3月31日までということがあるんですけれども、これは正式な契約をするのがこの期間であって、一から工事をやっていつ完成見込みというのはちょっと私これだとわからないんですが、今回のこの葛岡山の工事はいつから始めていつ完成予定なのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、葛岡山公園の地層に関して、いわゆるシルト岩、いわゆる泥岩と言われる地層が主な地層形状で、泥岩ということは昔、川か、沼か、遠浅の海が続いていたところが泥なんか堆積して、隆起して今の形状を保ったということが考えられるわけでございます。つまり、槻木地区ばかりではなくて、この葛岡山自体は現在、地表から6.4メートルくらいがちょうど水位、必ずあるんですね。当然山ですから一回水を蓄積して、何らかの形でゆっくりと排出されるというのが常なんです。

それを今回横ボーリングして、今の6.4メートルラインから50センチ下げたいというふうに考えています。この50センチ、何で50センチなのかというと、地滑りの対策工法で余りに、例えば1メートルもっと下に行けば安全になるのではないかと、そういうふうに普通考えるんですが、あんまり抜きすぎても、今の地表を構成する盤がせつかく水によって安定しているところもあるんですね。50センチ以内にとどめないという基準のもとに横ボーリングをやっているということです。

○議長（高橋たい子君） もう一点、工期の件について。

○都市建設課長（水戸英義君） 先ほど申し上げたつもりだったのでございますが、工期につきましては、契約案件、議決いただきましたらすぐに着工の段取りをさせていただいて、9月の末日完成を目標にやっていきたいということです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 9月にちょっと質問して聞き漏れしたんですが、なぜそんな質問をしたかという、この後に令和元年度の一般会計補正予算が計上されているんですけども、もうこの工事案件なんかははっきり4月以降に完成する予定なんで、繰越明許というふうに計上されないもんかなと思ったんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これは3月の補正でもってご提案をさせていただいて、災害復旧費の中に繰り越しということで計上させていただいています。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号元都災第15003号都市公園災害復旧工事（葛岡山公園）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第90号 令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区 5号調整池整備工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第90号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第90号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この事業は、鷺沼排水区域の浸水被害を解消するために、公共下水道の雨水事業として実施するものです。既決予算に基づき、2月12日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般

競争入札の入札公告を行い、2月28日に入札執行いたしました。入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社竹有土木、株式会社八重樫工務店、株式会社松浦組、株式会社四保工務店の5者でありました。

入札を執行した結果、株式会社八重樫工務店と5億160万円で工事請負仮契約を3月3日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第90号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約につきましてご説明をいたします。

議案書3ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えておりますことから、指名委員会の内規によりまして、施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付一般競争入札を執行しております。

最初に、契約の内容です。

記の1、契約の目的は、令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事です。

2の契約の方法につきましては、制限付一般競争入札による契約です。

3の契約の金額は、消費税を加算しまして5億160万円になります。

4の契約の相手方は、株式会社八重樫工務店です。

次に、入札の結果につきましてご説明いたしますので、別冊の議案第90号関係資料の1ページをごらんください。

入札参加者につきましては、参加資格を仙南地域の2市7町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた事業者を確保する観点から、建設業法による県の土木一式の総合評定値が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、記載のとおり町内業者4者と町外業者1者の計5者から入札参加申請がありました。この参加申請のあった5者について、2月26日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加となりました。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は2月28日、予定価格につきましては消費税抜きで4億6,667万3,000円、最低制限価格は消費税抜きで4億2,145万7,000円です。

3月3日に仮契約を締結しております。

工期は、議決日の翌日から令和2年3月31日までとなります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については、価格以外の評価点Aが10点、価格評価点Bが90点となり、総合評価点はAプラスB、満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点につきましてはそれぞれ記載のとおりですが、1番の丸敏建設株式会社、2番の株式会社竹有土木については各10点、3番の株式会社八重樫工務店は7点、4番の株式会社松浦組については10点、5番の株式会社四保工務店については8点となりました。

次に、価格に関する評価では、3番の株式会社八重樫工務店1者の入札価格のみが予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となります。最低入札価格4億5,600万円で応札しました3番の株式会社八重樫工務店のみに価格評価点として満点の90点を配点し、他の事業者は評価対象外となりました。総合評価の結果は、合計で3番の株式会社八重樫工務店が97点となり、落札者となります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 工事の詳細説明を申し上げます。

お配りしております議案第90号関係資料をお願いいたします。

上段、左側の平面図をごらんください。赤着色しました調整池外周全体が今回の工事範囲になります。

続きまして、右側中段の詳細断面図をごらんください。一番右の拡大されています断面図で説明いたします。一番下の黒色で示されている部分が前回の工事で実施しております1.5メートルの底盤コンクリートと1リフト目、2.55メートルの躯体コンクリート全周となります。今回の施工では、2リフトと3リフトの躯体工を実施いたします。壁高は2リフトが2.25メートル、3リフトが2.70メートルの計4.95メートルの躯体壁面の立ち上げを行うものであります。

施工順序であります。現在矢板等の転倒を抑えています土どめ支保工が3段かけてありま

すが、一番下の3段目の切り張りの下まで1リフト分の埋め戻しを行います。その後、土どめ支保工の撤去を行い、次に、2リフト目の鉄筋と型枠を組んでコンクリート打設を行います。2リフト目のコンクリート養生後に埋め戻しを行い、同じ手順で3リフト目も施工いたします。

続いて、右下の工事概要です。土工につきましては、外周部の埋め戻しであります。埋め戻しの高さが合計で6.95メートルで、土量としまして2万100立方メートルとなります。躯体工壁面4.95メートル分のコンクリート打設は2リフト目で690立方メートル、3リフトで781立方メートルの合計1,471立方メートルとなります。

仮設工につきましては、土どめ支保材の切り張りとは腹起し代の賃料について、各段階、撤去するまでの日数を計上しております。今回の工事で外周部に設置されています土どめ支保材は全て撤去となります。

仮契約の工期は3月31日としておりますが、現在国土交通省に繰越明許の手続を行っており、令和3年2月末完成を見込んでおります。

工事説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

入札結果についてなんですが、入札価格が町内の4者は評価対象外になってしまったんですけども、何か要因があるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それぞれ各社積算のもとにおいて入札を入れておりますので、別段この1者のみがただ単に予定価格に入ったということで、ほかのは上回っているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。大丈夫ですか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 4者が4者とも評価対象外になるというのは、何か積算する上で勘違いと言ったら悪いけれども、何かあつてのことなのかなど。せっかく応札しているんですから、やはり価格で勝負してほしいのにこういう結果になってすごく残念なんですけれども、終わってから何か、例えばですけども、質問等とかというのはあるんですか。こういう結果になった場合、自分たちの計算がどうかというのはあるものなんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 入札時に、入札すると同時に参考積算書というのを提示しても

らいますが、その内容を今回1者のみの予定価格に達しているということで見たと、この要因としまして、仮設工、要は鋼材関係のリースについて、やはり請負者につきましては、長年リースを続けているというようなこともあっての安価にできることと、それと新規でのリースとの価格差によっての相違と考えられます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 私もこの工事現場、何回か見ている、今回受注した八重樫工務店さんが一生懸命やっているという姿は見てはいるんですが、改めて今回の工事をこのように入札して、正直言ってなぜやったのかなという気がしたんですが、総合評価落札方式を行った理由の中に、コンクリートを深く危険が伴う作業であるためとかと書いてあったんですが、やはりこれまでいろんな工事をやっていた業者と、今回に関する工事というのはそういう危険を伴うというので改めて業者を選定しなければならなかったのかどうか、その点ですね。

それから、今、評価対象がえと出ました。例えば業者からすると、柴田町が決定したというか、設定した予定価格が本来は低いのではないかと。我々業者の今の人件費だ、材料費だ、いろいろ考えれば、この応札した1社を除けば、とてもこの予定価格ではできない。例えば今後町の発注工事の中でというよりも、全国的に見れば入札不良というか、とてもとてもこの公共工事の予定価格ではやっていけないという業者の声が私は聞こえてくるような気がするんですけども、そういう点についてどう思うかをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 予定価格の設定につきましては、当然国土交通省との資料に基づいて積算しておりますので、それについては間違いなく予定価格を設計しておりますので、安いかどうかそういうことはございません。

済みません、改めて業者を選定するというか、改めて入札をするということですか。（「はい」の声あり）それについては、当然工事が違いますので、改めて入札するのは当然でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今国土交通省の決めている仕様というんですか、というような答弁だった。私が認識しているのは、昔でいえば通産省、今は経済産業省ですが、各地域のそういう建設関係の人件費がどうだ、材料費がどうかで、例えば宮城県の仙南なら仙南とかということで、こういう業者がそれぞれこういう積算なんかをするときの基準になるようなものを出して

いたと、私の昔の仕事でそういう認識を持っていたんですが、柴田町としては今言った国土交通省の決めているこういった工事についての仕様とかですか、それでこの予定価格を決めていると。ちょっとそこをもう一回確認したいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 今回の都市局の下水道工事につきましては、その歩掛け等については全国の調査のもとでの標準歩掛けにおいて行っております。また、単価等についても、全国調査、また都道府県単位での地区ごとの単価設定の調査のもとに行っておりますので、適切な歩掛け等で設計しているものと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） これは、質問でも何でもありませんから答弁要りません。何となくこの5者のうち1者だけが町が決めた予定価格の範囲内にあるというのかな、そしてそれ以外のところはもう予定価格をオーバーしているから評価がえ対象外って、何となく不自然さを感じるとだけ、感想という言い方はおかしいですが、これはなにも答弁は要りません。終わります。

○議長（高橋たい子君） 手が挙がっておりますので、副町長。

○副町長（水戸敏見君） 答弁は要らないということなんですが、最後の発言がちょっと答えなければいけない内容なので、今回1者以外が全部高くなってしまったというのは、実は工事の難しさだと思います。なかなかこの大規模工事を自分のところで手がけるためには、かなりのやはりリスクを背負わなければいけないということで、通常ですと歩掛り、積算単価を落とすところを落とさないままの応札になっているということだと思います。私どもは、その難しさまでは設計の中で加味しませんので、それは会社、会社が持っている経験なり力量で決まります。ただ、これは仙南でも例を見ないほどの大型土木事業なので、たまたま町内の事業者が新たに踏み込むためには、かなりのやはり予算といいますか、その積算を高目に設定しなければいけないという判断があったんだというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号令和元年度柴田町・大河原町公共下水道事業鷺沼排水区5号調整池整備工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第91号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第91号令和元年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第91号令和元年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の令和元年度補正予算成立に伴う公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金及び学校施設環境改善交付金について、本町が申請していた「小中学校情報通信ネットワーク整備工事」及び「小中学校体育館大規模改造工事」が採択されたことから、その所要額について補正計上するものです。

あわせて、昨年の台風19号の被災者に対し、教育・保育施設等の利用者負担額の減免を実施した場合の減免相当額について市町村の負担軽減を図るため、国から交付される子どものための教育・保育給付災害臨時特例補助金についても補正計上するものです。

歳入として、国庫支出金、繰入金及び町債を補正計上しております。また、繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものです。

4億1,053万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額は175億7,535万2,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第91号令和元年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条です。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予

算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,053万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億7,535万2,000円とするものです。

補正の主な内容につきましては、国の令和元年度補正予算に伴い、学校施設環境改善交付金による西住小学校、槻木中学校、船迫中学校各体育館大規模改造工事並びに公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金による小中学校情報通信ネットワーク整備工事、それぞれの事業に係る所要額などを補正するものです。

7ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。追加4件になります。追加の事業につきましては、10款教育費1項教育総務費の西住小学校、槻木中学校、船迫中学校体育館大規模改造工事並びに小中学校情報通信ネットワーク整備工事について、繰越明許を行うものです。これら4件は、令和3年3月に完了する予定でございます。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正です。変更1件となります。変更1件は、学校教育施設整備事業費として、西住小学校、槻木中学校、船迫中学校各体育館大規模改造工事並びに小中学校情報通信ネットワーク整備工事について、起債限度額2億4,640万円を増額するものです。

10ページをお開きください。

歳入です。

16款2項2目民生費国庫補助金120万4,000円の増につきましては、昨年の台風19号の被災者に対して、教育・保育利用者負担金の減免相当額について、国から補助されるものです。

6目教育費国庫補助金1億4,790万7,000円の増につきましては、西住小学校、槻木中学校、船迫中学校体育館大規模工事及び小中学校情報通信ネットワーク整備工事に対しまして、国から補助されるものです。

20款1項2目基金繰入金1,502万8,000円の増は、補正の不足財源として財政調整基金から繰り入れいたします。これによります財政調整基金の残高は、5億4,476万6,243円となります。

23款1項6目教育債2億4,640万円の増は、先ほど地方債補正で説明しました内容での補正計上となります。

11ページをお開きください。

次に、歳出です。

10款1項2目教育管理費において、13節委託料3,300万円の増は、西住小学校、槻木中学校、船迫中学校各体育館大規模改造工事实施設設計委託料及び工事監理委託料を補正計上するもので

す。15節工事請負費3億7,753万9,000円の増は、西住小学校、槻木中学校、船迫中学校各体育館大規模改造工事並びに小中学校情報通信ネットワーク整備工事費を補正計上するものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は繰越明許費補正、地方債補正を含め、歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 11ページの一番下に、小中学校情報通信ネットワーク整備工事とありますが、この内容、目的、このネットワークを整備することによって得られる効果をどう考えているのかを聞きたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 11ページ、情報通信ネットワーク整備工事に関してです。

こちらは、今回国が示したGIGAスクールという構想がございます。そちらは、児童生徒1人にパソコン1台ということで、教室においてパソコンをツールとして使って授業を行う上で、教室内が無線でパソコンがインターネットにつながる状況をつくるということがまず目的になります。ですので、この工事に関しては、校舎内、教室、特別教室、それから体育館等、授業で使われる場所に校内LANということでLANを敷設して、教室においてはアクセスポイントを設定して無線でつながるといった形で行います。

これは全国一律に行われる事業になりますので、今後ICT教育ということで、あくまでもパソコンは授業の一つのツールとして使うことによって、児童生徒のネットワークにもつながった情報をいかに活用して自分で勉強していくかということで、今後のICT教育の充実が図られるということで行うものです。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） そうすると、学校関係の工事というと、よく休み中でないとだめだとか何とかとありますが、今回のこのネットワーク整備工事というのはいつごろやられるのか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今回この予算を認めていただきましたら、まず実施設計を行いまして、令和2年度に繰り越しを行って工事を行う形になります。ただ、今年度、議会にお認めいただいた大規模改造を各学校で行っておりますので、やはりそのほかの工事との調整をしながら行ってまいりますので、令和2年度1年間その工事を調整しながら何とか工事を完了したいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号令和元年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第14 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番広沢真君の登壇を許します。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。

ただいま議題となりました議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、国の人事院勧告を踏まえ、町長、副町長、教育長と同様に、議会議員の期末手当の支給率を年3.35月から年3.4月へ0.05月分引き上げるものです。

なお、施行期日は令和2年4月1日からといたします。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 陳情第9号 学校給食の公費負担（無償化や一部負担）と給食の改善をを求める要請書（陳情）

陳情第10号 2021年度介護保険法改定に向け介護保険制度の抜本改善を求める国への意見書提出を求める陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第15、陳情に入ります。

3月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により、配付のみの取り扱いといたします。

---

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

3月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで3月会議に付された事件は全て終了しました。

休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和元年度柴田町議会3月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

さて、今回の会議では、3月2日の開会から本日まで16日間にわたり本会議及び予算審査特別委員会におきまして慎重なるご審議を賜りました。提案申し上げました固定資産評価審査委員の選任1件、条例改正6件、令和元年度各種会計予算6件、令和2年度各種会計予算7件、指定管理者の指定1件、工事請負契約5件の26件に加えまして、追加議案いたしました工事請負契約2件と国の補正予算に対応した小中学校の学校施設環境の改善に伴う令和元年度一般会計補正予算1件を含め、全てにおきましていずれも原案のとおり可決いただきましたこと、ま

ことにありがとうございました。

一般質問では、17人の全員の議員の皆様から33問117項目のご質問等をいただきました。また、総括質疑におきましても、4人の議員の皆様から、財政状況、災害対策、観光政策、農業経営、移住定住、新たな交流拠点整備、次期創生総合戦略、学力向上、公共施設建設などにつきましてご質問をいただきました。いずれも令和2年度予算にしっかりと事業費を組み込み、取り組んでまいります。

また、この令和2年度の予算についてですが、今回の予算審査特別委員会では、初めての議員間討議が行われ、議員の皆様には長時間にわたり議論を重ね、町に対する報告書をまとめていただきました。町としても、各提案項目についてさらなる検討を深めてまいりたいというふうに思っております。

当初予算の審査で初めて導入された議員間討議について感想を述べさせていただきたいと思っております。

昨年度の決算審査から始まったP D C Aサイクルによる政策や事業への評価がこれでリンケージされたと思っております。新しい試みだったために、当初執行部においても戸惑いはありました。しかし、対応していくうちにその趣旨もやっと理解ができ、形も整ったので、私を含めた職員も評価をし、このP D C Aサイクルをさらに進化させていただきたいというふうに思っております。

一方で、P D C Aサイクルに基づく議員間討議については、まだまだ議員の皆様の間で共通認識がなされていないのではないかと思います。議員間討議とは、他の議員さんの意見に耳を傾け、また執行部から示されたデータや考え方を聞いて、自分の意見に思い込みや偏りや誤りがないかどうか見きわめ、多くの判断材料を得た上で自分の考え方を補強しまとめていく場ではないかというふうに捉えております。

しかし、残念ながら、一つに資料提出が遅い、議会軽視と言いながら、過去に全員協議会で示した資料やデータ、所管事務調査に対する町からの回答、そして議員間討議で出た意見に対する町のデータや考え方をよく読んでいただけていないのではないかと思います。得ないような点も私には見受けられました。

これまで提出した事前説明資料は、あくまでその時点でのものであり、確定したものではございません。今後、変更があるということ踏まえた上で提出をさせていただいております。しかし、今回の庁舎・保健センターの耐震補強事業では、事前に示した5億円、これも調査中と申し上げておりました、と予算額8億6,600万円との差について議会より叱責を受けました。

これでは、まだ確定していない途中経過の資料を、言葉は悪いんですが、おっかなくて出せなくなってしまう。ぜひ、議会のほうで事前資料の取り扱いについてどこまでの内容を示せばよいのか、対象事業の選定、提出する時期等についてのぜひともルール化をお願いしたいと思います。ルール化が合意された場合は、できる限り議会の皆さんからの資料請求に対応してまいりたいという考えでおります。

2つ目は、議会での発言には一貫性を持って対応してもらいたいというふうに思っております。今回の庁舎・保健センター耐震化については、平成29年12月12日に開かれた全員協議会において、総合体育館建設に関しての議員間での話し合いの中で、議員の皆様から「老朽化が進行しているが庁舎は大丈夫なのか。何年もつのか」との発言がございました。これに対する町からの回答書には、「当面は公共施設等総合管理計画に基づき、現有施設での長寿命化を進めます」と回答しております。これは、公共施設等総合管理計画を早急に作成しなさいという議員がいらっしゃいましたけれども、そうした議会の趣旨に私は沿ったものだというふうに考えております。しかし、長寿命化をやろうとした際に、平成30年1月7日の文教厚生常任委員会から、緊急に学校給食センターの新築要望がなされましたが、すぐ新築は困難で、町は3年間の修繕計画を立てて実施することとし、急遽予算措置をしたところです。

平成30年の9月議会では、子どもの命にかかわる問題としてエアコンの設置要望が求められましたが、一般財源では困難と、初めのお二人の議員に回答をさせていただきました。でも、国の支援策が活用できるということもありましたし、周りのほうでもやるということなので、3人目の議員さんにやるというふうに回答をさせていただきました。さらに、学校や避難所のトイレの洋式化、さらに小中学校の大規模改修、学校の環境整備事業だけで令和元年度約28億円を予算化しております。これで観光に力を入れていたという議論は、私は全く事実を見ていないというふうに思わざるを得ません。このことが起債残高をふやす結果となっております。

しかし、こうした議会からの要望に対し、緊急防災・減災事業債等有利な財源を使って、公共施設等総合管理計画が求める財政コストの削減や財政の平準化に努めたところです。このように、議会の要望や提案を真摯に受けとめ優先的に対応したことで、やっと令和元年になって実施設計に取り組むことができるようになったということがございます。ですので、庁舎耐震計画、性急過ぎという議員のご発言がございましたし、3年前から計画が始まるべきとの発言はせっかく全員協議会の事前説明やこの議会での討論が無駄になってしまうということになりはしないかと私は思っております。

子どもたちの給食の衛生問題も、子どもたちの命にかかわるエアコンも、台風19号に対応し

た今後の水害対策も、令和2年度当初予算においてもきちっと措置をさせていただいております。同じ大震災の際に、子どもたちやお年寄り、町民や職員の命を守るための庁舎や保健センターの耐震化、補強工事がこれまでの子どもたちの衛生、命を守ると同じ議論でやらなければならないと私は思っております。議会への早目の説明がなかったという点では申しわけないと思っておりますが、手続論だけで終始した議論で本当によいのか。

また、議員から要望された床、壁、外壁も新たに国にかけ合って追加工事をさせていただきました。そのことが金額を5億円から11億円になったと、こういう事情もご理解をしていただかないと、職員が一生懸命委員の提案に沿った形で国にかけ合い、県にかけ合って何とかそれも安くやれるようになった、コストを削減してやれるようになったと、そこもやっぱりやっていかなければならないと思っております。自分の関心のある事業は予算の増額や新しく建てろと要望しておいて、そうでないところは長寿命化というのでは、議会の一貫性や公共施設等総合管理計画の関連でどうなのか、その点についても議員間討議で議論を深めてほしかったと思っております。そうでないと、せっかく議員間討議で議論をしても、初めから答えが決まっていたんでは、何のための議員間討議かという点を思っております。

とにかく、このPDCAサイクルが今後の町政の効率的、効果的な手法となりますよう、今後も議会とともにさらなる進化に私ども執行部もかかわっていきたいというふうに思っておりますので、今後このやり方について真摯に議論を深めさせていただければというふうに思っております。

いよいよ令和2年度がスタートしますが、心配なのが新型コロナウイルス感染症でございます。残念ながら、桜まつりを初め多くの事業やイベントを中止せざるを得ない状況となりましたが、早く終息を見て本来の花のまち柴田のまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、水害対策を含めて町民が普通の生活に戻れるようにしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、改めて、この一年間にわたる議員各位のご指導、ご鞭撻について感謝を申し上げ、今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たり御礼の挨拶とさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これで本日の会議を閉じますが、議長からご紹介をいたしますので、ご起立いただきたいと思っております。

会計課、相原会計管理者、総務課、佐藤課長、まちづくり政策課、平間課長、商工観光課、

斎藤課長、スポーツ振興課、石上課長。

このたび、相原光男会計管理者、佐藤芳総務課長、平間雅博まちづくり政策課長、斎藤英泰商工観光課長、石上幸弘スポーツ振興課長、5名の皆様は3月末日をもって退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。

大変ご苦労さまでした。(拍手)

お座りください。

これをもって、令和元年度柴田町議会3月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前11時57分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月17日

議長 高橋 たい子

署名議員 10番 佐々木 裕子

署名議員 11番 安部 俊三